

桑名市地域福祉保健計画

概要版



桑名市

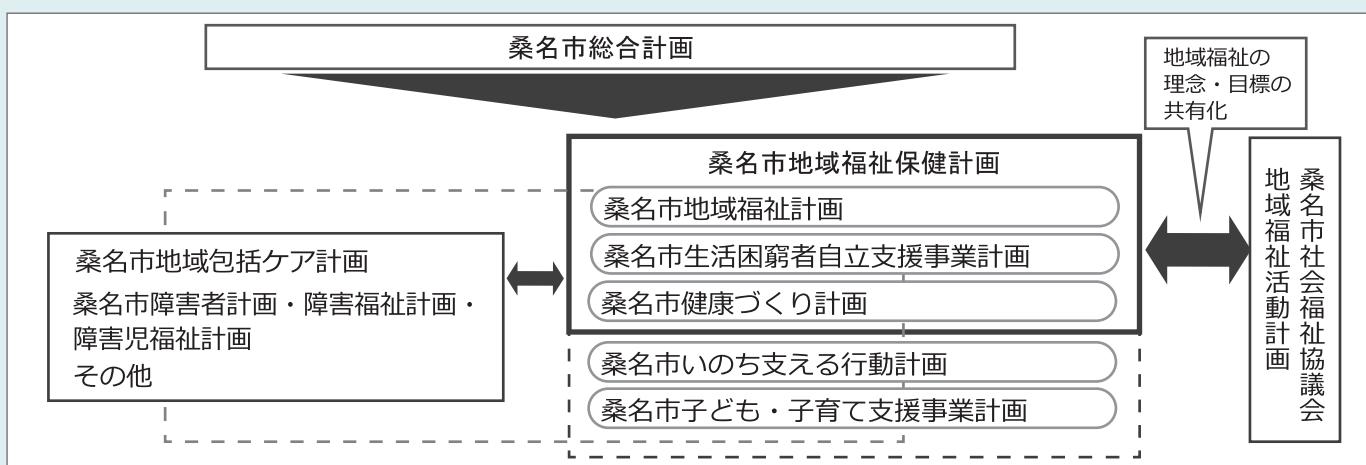
2020～2024（令和2～6）年度

桑名市地域福祉保健計画とは・・・

- 本市では、できるだけ多くの市民が住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。これは、自宅をはじめとする「住まい」を確保した上で、「医療」、「介護」、「予防」及び「生活支援」を一体的に提供するための地域づくりです。
- この考え方は、全ての保健福祉関連計画に通底したものであり、特に本計画は、「生活支援」と「予防」の部分について、「互助」により、どう担っていくか示すとともに、多職種の専門職の連携による支援の指針として策定しました。

計画の位置づけ

- 社会福祉法の改正（上位計画としての位置づけ、包括的な支援体制構築の位置づけ等）を受けて、本計画は、桑名市総合計画との整合性を図りつつ、「地域福祉計画」（社会福祉法第107条）、「生活困窮者自立支援事業計画」及び「健康づくり計画」（健康増進法第8条）を一的な計画として策定するとともに、「いのち支える行動計画（自殺対策計画）」及び「子ども・子育て支援事業計画」も一体性を保ちながら「桑名市地域福祉保健計画」として策定しました。



● 計画の期間

2020～2024（令和2～6）年度の5年間

● 基本理念

「全員参加」で、「まち」を育て、つくっていくという、「第3期桑名市地域福祉計画」の考え方を引き継ぎ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

全員参加で課題解決 ～みんなが はぐくみ つくる くわなのまち～

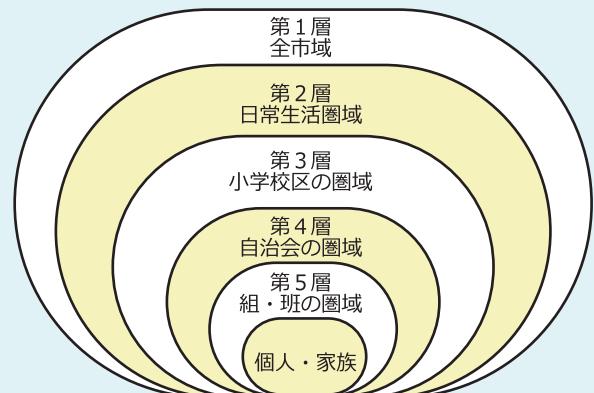
● 基本目標

地域福祉とは、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、市民一人ひとりが、人権を尊重しながら、その人らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すものであり、そこに住む人々が地域に関心を持ち、地域の課題を自らの課題と捉え、行政をはじめさまざまな社会資源と連携して課題解決に取り組むことです。

- ①地域を支える『人づくり』
- ②地域を見守る『仕組みづくり』
- ③地域をつなげる『場づくり』

● 地域福祉圏域の設定

5つの層で圏域を設定し、それぞれの圏域の特性に応じて課題解決を図るために取組を推進していきます。



● 施策の展開

地域福祉にかかる施策の展開

- 1 地域共生社会の実現を目指すネットワークの構築
- 2 地域における的確な情報提供と相談支援体制の確立
- 3 地域における安全・安心の体制づくり
- 4 地域を支える人材の育成
- 5 地域活動拠点の整備
- 6 生活を守る移動・外出支援の確保



生活困窮者の自立と社会参加の促進【生活困窮者自立支援事業計画】

市民の主体的な健康づくりの推進【健康づくり計画】

地 域 福祉にかかる施策の展開

1. 地域共生社会の実現を目指すネットワークの構築

多様で複雑化した地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、市民、各種専門職、行政等が、それぞれの役割を尊重し、持てる力を最大限に発揮するための連携体制を構築するとともに、全ての住民の権利が尊重される仕組みづくりを目指します。

1-1 地域福祉に関する啓発（情報発信）

市民の取組

- 地域共生社会の理念を理解し、地域福祉活動や近隣での見守りなど、市民の主体的な支え合いを進め、安心して暮らせる地域を目指します。

行政・社協の取組

- 「地域共生」の理念の周知

1-2 分野を超えた包括的なネットワークの構築

市民の取組

- 地域住民同士であいさつや声かけなどを行い、近隣との関係を深めます。など

行政・社協の取組

- 地域の課題解決を目指し、市民が主体的に活動するための基盤づくり
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 生活支援体制の整備
- 地域を見守るネットワークの充実
 - ①桑名市地域共生社会に向けた見守り協力事業の充実
 - ②桑名市徘徊 S O S 緊急ネットワーク事業の充実

1-3 権利擁護の推進

市民の取組

- 判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ、専門機関へつなぎます。など

行政・社協の取組

- 成年後見制度の周知
- 桑名市福祉後見サポートセンターにおける制度利用に関する支援等
- 日常生活自立支援事業の周知
- 市民後見制度の普及と市民後見人の育成
- 人権侵害に関する理解と人権啓発の推進
- 虐待防止ネットワークの充実
- 地域における多文化共生の推進

2. 地域における的確な情報提供と相談支援体制の確立

公的な福祉サービスや市民主体の生活支援サービスなどの支えを要する人が、自らサービスを選択し、自分に合ったサービスを受けることができるよう情報提供の充実を図るとともに、身近なところで気軽に相談支援が受けられる体制づくりを進めます。

2-1 生活に関する情報提供の充実

市民の取組

福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、市民の交流を深めます。など

行政・社協の取組

- 広報紙、ホームページ、各種ガイドブックなどを通じた情報提供の充実
- 地域の団体等を通じた人を介する情報提供の充実
- 手話通訳者・要約筆記者、点訳者などの養成

2-2 総合的な相談支援体制の充実

市民の取組

近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。など

行政・社協の取組

- 生活圏における包括的な相談支援体制の充実
- 困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の充実

2-3 福祉サービス等の利用支援の充実

市民の取組

地域でできる見守りや支え合い活動に積極的に参加します。など

行政・社協の取組

- 既存のサービスでは対応できないニーズに対する福祉サービスの展開
- 伴走型支援体制の構築

3. 地域における安全・安心の体制づくり

誰もが、地域で安心して暮らしていくために、防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民同士の助け合いをベースとした災害時に支援を要する人への対策の確立など、市民と行政の連携による防災体制の充実を図ります。

3-1 災害時に備えた体制づくり

市民の取組

日頃の近所付き合いなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。など

行政・社協の取組

- 市民と行政の協働による自主防災組織の充実
- 避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握
- 避難行動要支援者が参加できる防災訓練の検討
- 市民と行政の協働による危険箇所の把握

3-2 要支援者の支援方策の充実

市民の取組

災害時には、高齢者、障害のある人、子どもやその親、外国人などに理解を示し、必要な手助けができる体制をつくります。など

行政・社協の取組

- 地域の支援者と福祉サービス提供事業者による支援体制の構築
- 福祉避難所の拡充
- 避難所で生活する要支援者に対する支援

3-3 地域における防犯体制の強化

市民の取組

日常的なあいさつなど積極的に子どもへの声かけをするとともに、登下校の子どもの見守りなどに参加し、子どもの安全確保に努めます。など

行政・社協の取組

- 地域の各種団体等の連携による登下校時等の見守り
- 地域における自主防犯活動の強化

4. 地域を支える人材の育成

地域の担い手を育てるため、さまざまな交流の機会づくりを進め、ふだんからの見守りやいざといったときの身近な支援ができるような地域のつながりを築いていきます。

4-1 福祉教育の推進

市民の取組

積極的に福祉について学び、得られた知識・経験を、地域における自主的な活動に生かしていきます。など

行政・社協の取組

- あいさつ運動の推進
- 学校における福祉教育の推進
- 生涯学習における福祉教育の推進

4-2 活動に取り組むきっかけづくり

市民の取組

ボランティアや地域活動に参加している市民は、活動の楽しさや魅力を積極的に発信するよう努めます。など

行政・社協の取組

- 地域活動等の「見える化」の推進
- ボランティア情報提供の充実
- 介護支援ボランティア制度の普及

4-3 ボランティアの育成

市民の取組

ボランティアの養成講座などを活用し、助け合いの意識を高め、具体的なボランティア活動につなげます。など

行政・社協の取組

- ボランティアスクール・講座の充実
- ボランティアセンターの充実
- 市民活動全般に関する支援の充実

4-4 地域活動の推進

市民の取組

自分の住んでいる地域のことに関心を持って、自治会等の地縁活動に積極的に参加します。など

行政・社協の取組

- 自治会への加入促進
- 地域活動の担い手への支援
- 「通いの場」「さえあい支援事業」等の拡充
- 地域住民主体の子育て支援の充実



5. 地域活動拠点の整備

地域福祉活動の拠点において参加者が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。また、専門職の関わりなどにより解決に向けた具体的な取組を支援します。

5-1 地域における交流の場づくり

市民の取組

祭りなど地域の伝統行事や既存の行事を大切にして、世代間交流を推進します。また、親子が一緒に活動できる行事を考えます。など

行政・社協の取組

- 世代間交流などの充実
- 「通いの場」など地域住民が主体的に行う活動への支援

5-2 高齢者や障害のある人が活躍できる場づくり

市民の取組

地域に暮らす全ての人が、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。

行政・社協の取組

- 障害のある人の一般就労への理解促進
- 幅広い分野での高齢者によるボランティアの促進



6. 生活を守る移動・外出支援の確保

高齢者、障害のある人、小さな子どもを抱えた親などの社会参加につながる移動支援やまちづくりのあり方について、地域福祉の視点で検討していきます。

6-1 有効な移動・外出支援の検討

市民の取組

移動や外出で困難を感じている人がいることを知り、地域住民の支え合いでできる支援を考えます。など

行政・社協の取組

- 地域住民主体の移動支援活動の担い手の育成
- 交通事業者との連携による利便性の高い運行体系や利用しやすい車両の普及
- 地域福祉の視点での利用しやすい移動手段の検討

6-2 誰もが外出しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

市民の取組

高齢者や障害のある人などが抱える困難を、全ての地域住民が自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを進めます。など

行政・社協の取組

- ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進
- 市民と行政の協働による道路等移動空間の改善



活困窮者の自立と社会参加の促進【生活困窮者自立支援事業計画】

● 生活困窮者自立支援にかかる目標

生活困窮者自立支援制度は、社会保障という大きな枠組み中で、社会保険制度と生活保護制度の間にあり、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットです。

本計画では、「桑名市生活困窮者自立支援事業計画（第1期）」の基本目標である「生活困窮者主体の支援を提供」と「生活困窮者を地域で支える仕組みづくり」をさらに発展させ、次の目標の実現を目指し、取組を進めていきます。

(1) 生活困窮者主体の包括的・早期的な支援の提供

(2) 生活困窮者を支えるネットワークづくりを通じた地域共生社会の実現

● 生活困窮者自立支援にかかる施策の展開

自立相談支援事業の充実

一人ひとりに合わせたプランを作成し、関係機関と連携しながら、包括的な支援を行います。

住居確保給付金の支給

桑名公共職業安定所と連携し、当該事業を有効に活用していきます。

家計改善支援事業の充実

家計管理に関する支援を行うとともに、家賃、税金、公共料金などの滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援等を家計支援計画に基づき、総合的に実施していきます。

子どもの学習・生活支援事業「学びサポート」の充実

学習支援者と支援対象者をマッチングし、個別訪問等による学習支援を行います。さらに、コミュニケーション能力や自尊感情を高めることができるよう支援を行うとともに、学習支援コーディネーターが家庭とつながり、生活全体の支援を行います。

生活困窮者自立支援事業の周知

生活困窮者を早期に把握・支援するために、市民に生活困窮者自立支援事業の周知を図ります。

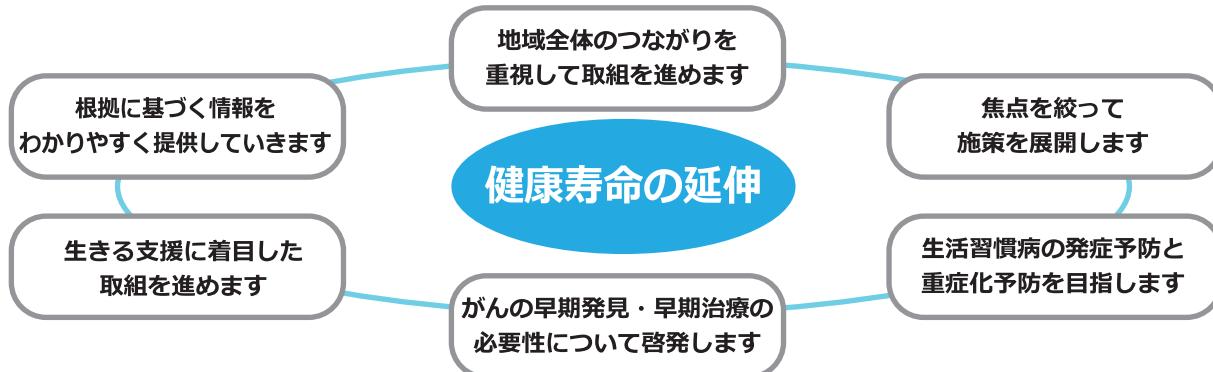
生活困窮者自立支援にかかるネットワークの充実

府内の連携を強化するとともに、桑名公共職業安定所、地元企業等、関係機関とのネットワークを構築します。また、民生委員・児童委員など地域の相談支援者に必要な情報提供を図るとともに、研修等の実施を検討します。

● 健康づくりにかかる目標

「健康長寿」すなわち「健康寿命の延伸」により、いつまでも自分らしい生活を送ることは、全ての市民の希望であり、健康のまちづくりの基本となります。

これを具体化するために、次の目標にしたがって取組を進めます。



● 健康づくりにかかる施策の展開

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

楽しみながら取り組める健康づくり

- 楽しみながら取り組み、行動変容につながる「桑名市健康マイレージ」の充実を図ります。
- 通いの場、健康づくりのイベント等に関する情報提供・見える化に努めます。



糖尿病対策の推進

- 糖尿病に関する知識の普及・啓発や特定保健指導などの発症予防と、治療が必要と思われる人への受診勧奨や主治医と連携した保健指導などの重症化予防の取組を継続し、関係機関と連携して糖尿病対策の充実を図ります。

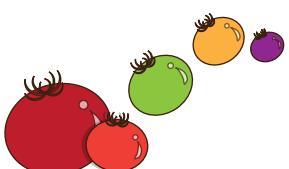


がんの予防と早期発見・早期治療

- 広報等での啓発・周知、受診者への利便性への配慮等により、各種がん検診の受診率の向上を目指します。
- 精密検査対象者への検査の大切さの情報発信や受診勧奨により、精密検査受診率の向上に努めます。
- 避けられるがんを防ぐため、がんに関する正しい知識や生活習慣の改善を啓発します。

循環器疾患対策の推進

- 食生活や運動習慣などの改善について啓発し、発症予防の視点を重視して取組を進めます。また、治療が必要と思われる人への受診勧奨などの対策について検討し、重症化の予防につなげます。



(2) 生活習慣の領域別の取組

栄養・食生活

- 食の適正量や食事バランスの情報を発信します。また、食に対する意識が希薄になりがちな青年期や壮年期に対し、家庭・職場・地域全体での普及・啓発に向けた方法を検討し、あらゆる世代に対する啓発に取り組みます。
- あらゆる機会を通じて栄養・食生活の改善ができるよう事業を進めていきます。食生活改善推進協議会等との連携を強化し、地域における食育を推進していきます。

身体活動（生活活動・運動）

- 「桑名いきいき体操」の普及と、すでに体操を実施している人が住民主体で効果的に継続できるよう推進します。
- 運動の効果や重要性の啓発及び運動ができる場所・機会・方法に関する情報提供を行うとともに、健康マイレージ事業の充実を図り、運動に取り組みやすい環境を整備します。
- 生涯にわたって運動習慣が継続するよう、ライフステージに応じた取組を進めます。

休養・こころの健康

- こころの健康状態に気づき、安定した状態を保つために必要な睡眠や、ストレスに関する知識の普及・啓発を行います。また、まわりの人が発するこころのサインに気づき、耳を傾け、必要に応じて相談窓口につなぐことができるよう、こころの健康や病気について正しい知識の普及・啓発を行います。
- 地域における身近な相談相手から専門職による相談まで、相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

たばこ

- 喫煙率の低下に向けて、喫煙防止に関する情報提供や禁煙支援の取組等を推進し、たばこの害に関する啓発を行います。
- 不特定多数の人が利用する公共的な空間については、県と連携のもと全面禁煙を目指します。また、「桑名市路上喫煙の防止に関する条例」等に基づき、受動喫煙防止対策を推進します。

歯・口腔の健康

- 乳幼児期から学齢期はむし歯及び歯肉炎予防、青年期・壮年期・高齢期は歯周病予防に重点を置いた取組により、ライフステージに応じた歯科疾患の予防対策を推進します。
- 生活習慣病の予防、ひいては健康寿命の延伸のために、歯周病に関する正しい知識の普及を積極的に推進します。
- 口腔機能の維持・向上を図り、オーラルフレイルを予防するための正しい知識の普及・啓発や保健指導等に取り組みます。

計画の推進

本計画の期間となる2020（令和2）年度以降においては、地域福祉圏域を意識しながら、市民会議の取組と地区社協や（仮称）まちづくり協議会をはじめとした地域の住民主体の取組等をつなげ、より地域ごとの実情に即した取組を持っていくべきと考えます。

そこで、市民会議のメンバーが、それぞれ関心のあるテーマや得意な分野の知識・技術を生かし、主に第1層において活動を実践するとともに、活動の企画提案をする役割を担い、地区社協や（仮称）まちづくり協議会など関係団体と連携して、主に第3層においても取組を進めていくよう、推進体制の充実を図っていきます。

行政及び社会福祉協議会は連携しながら、市民主体の活動と同じ「場」において支援していきます。

発行

桑名市 〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

保健福祉部 福祉総務課

Tel : 0594-24-1228

Fax : 0594-24-1351

福祉総務課（生活支援室）

Tel : 0594-24-1169

Fax : 0594-24-1351

保健医療課

Tel : 0594-24-1182

Fax : 0594-24-3032

● 新たな地域福祉推進のイメージ

